

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人恵生福社会（以下「法人」という。）の定款第8条及び第21条の規程に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 理事長 無報酬
- (2) 理事 無報酬
- (3) 監事 無報酬
- (4) 評議員 無報酬

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬の支給の時期は、毎月25日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に予め決められた方法により支払う。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年6月14日より施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日より施行する。